スーパーS資金の金利負担軽減措置(農業経営改善利子補給金交付事業)

【令和元年度融資枠 165(165)億円】

<対策のポイント>

意欲と能力のある農業者が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、基金協会が貸付原資として借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

<政策目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

く事業の内容>

1. 対象者

認定農業者

2. 措置内容等

- ① 対象資金: スーパーS資金
- ②資金使途:農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金

(既往負債の借換えは含まない。)

- ③極度額等の上限:個人:500万円、法人:2千万円
- 4 措置内容

民間金融機関のスーパーS資金を融通するため、都道府県農業信用基金協会が民間金融機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付。

<取扱金融機関>

農協、信連、銀行、信用金庫、信用組合

<事業の流れ>





(都道府県) 農業信用基金協会



融資機関

く事業イメージ> 【都道府県】 【民間金融機関】 貸付原資の一部を負担 預託原資を貸付 調達等 調達 【国】 貸付原資調達に必要 な利子を補給 【都道府県農業信用基金協会】 融資機関に対し貸付原資を低利で預託 【融資機関】 基金協会からの貸付原資を活用し スーパーS資金の融資を行う 【認定農業者】

[お問い合わせ先] 経営局金融調整課(03-6744-2165)